二　後面衝突警告表示灯が自動車から取り外されている状態において、その旨を常に運転者席の運転者に表示すること。ただし、ステッカー等で表示する場合にあっては、運行の用に供する場合に後面衝突警告表示灯の取付けが必要である旨を表示していればよい。

（その他の灯火等の制限）

第140条　（略）

２～５　（略）

６　自動車には、次に掲げる灯火を除き、点滅する灯火又は光度が増減する灯火（色度が変化することにより視感度が変化する灯火を含む。）を備えてはならない。

一～二十　（略）

二十一　走行用前照灯、制動灯及び補助制動灯（運転者異常時対応システムが当該自動車を制御している場合に限る。）

二十二・二十三　（略）

７　自動車（緊急自動車を除く。）には、次に掲げる灯火と連動して作動する灯火（保安基準第32条から第41条の５までに規定するものを除く。）及び次に掲げる灯火以外の灯火であって、自動車が右左折、進路の変更、加速、減速、停止その他の動作を行うとする旨を他の交通に対し指示することを目的としたものを備えてはならない。

一～九　（略）

十　走行用前照灯（運転者異常時対応システムが当該自動車を制御している場合に限る。）

８～15　（略）

（車線逸脱警報装置）

第145条の２　（略）

２・３　（略）

４　別添124「継続検査等に用いる車載式故障診断装置の技術基準」に定める基準に適合しない車線逸脱警報装置は、第２項の規定にかかわらず、第１項の基準に適合しないものとする。

（側方衝突警報装置）

第145条の５　（略）

２・３　（略）

４　別添124「継続検査等に用いる車載式故障診断装置の技術基準」に定める基準に適合しない側方衝突警報装置は、第２項の規定にかかわらず、第１項の基準に適合しないものとする。

（後写鏡等）

第146条　（略）

２～４　（略）

５　後方等確認装置及び後写鏡の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第44条第４項の告示で定める基準は、次に掲げる基準とする。

一・二　（略）

三　第２項の後写鏡（大型特殊自動車及び小型特殊自動車に備えるものに限る。）にあっては、運行時に取付けが必要である旨を運転者が運転者席において容易に識別できるように表示しているものに限り、脱着式とすることができる。

四　（略）

６　（略）

（その他の灯火等の制限）

第140条　（略）

２～５　（略）

６　自動車には、次に掲げる灯火を除き、点滅する灯火又は光度が増減する灯火（色度が変化することにより視感度が変化する灯火を含む。）を備えてはならない。

一～二十　（略）

二十一　制動灯及び補助制動灯（運転者異常時対応システムが当該自動車の制動装置を操作している場合に限る。）

二十二・二十三　（略）

７　自動車（緊急自動車を除く。）には、次に掲げる灯火と連動して作動する灯火（保安基準第32条から第41条の５までに規定するものを除く。）及び次に掲げる灯火以外の灯火であって、自動車が右左折、進路の変更、加速、減速、停止その他の動作を行うとする旨を他の交通に対し指示することを目的としたものを備えてはならない。

一～九　（略）

（新設）

８～15　（略）

（車線逸脱警報装置）

第145条の２　（略）

２・３　（略）

（新設）

（側方衝突警報装置）

第145条の５

２・３　（略）

（新設）

（後写鏡等）

第146条　（略）

２～４　（略）

５　後方等確認装置及び後写鏡の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第44条第４項の告示で定める基準は、次に掲げる基準とする。

一・二　（略）

（新設）

三　（略）

６　（略）